

「国籍法」と「戸籍法」が一部改正されました

60年1月1日施行

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正となり、昭和60年1月1日から施行されることになりました。その主な改正点を、ご紹介しましょう。

父系血統主義から父母両系主義へ

これまでは、原則として生まれた時に「父」が日本人でなければ、その子は日本人になれませんでした。（父系血統主義）
改正法では、生まれた時に「父または母」のどちらかが日本人であれば、その子は日本国籍を取得することができるようになりました。（父母両系主義）



父母両系主義を採用すると、二重国籍の子が多くなります。例えば、韓国人の夫と日本人の妻から生まれた子の場合は、現在の国籍法では父親の韓国籍を取得しますが、今回の改正で、母親の日本国籍も取得できるようになるからです。

二重国籍を防ぐ「留保制度」と「選択制度」

これを防止するために、改正法では「留保制度」の適用が拡大されるとともに、新たに「選択制度」が設けられました。
◇留保制度……外国で出生した場合、生地主義国で生まれた人は、意思表示を



することにより、日本国籍を取得する制度です。改正法では、広く国外で生まれたすべての二重国籍者に適用されます。

◇選択制度……これは、二重国籍者は、原則として22歳になるまでに、日本の国籍か外国の国籍のどちらかを選んでもらうという制度です。
法律で定められた期限を過ぎても選択をしないという場合、法務大臣から催告され、それでもしない場合は、自動的に日本国籍を失ってしまいます。

帰化条件の改正

これまでは、帰化しようとする本人に生活能力が必要とされていましたが、改正法では、世帯単位で生活能力が判断されることになりました。

届出で日本国籍を取得

国際結婚をした日本人女性の子で、昭和60年1月1日現在で未成年の人は、一定条件の下で、この日から3年以内に届出をすれば、日本国籍を取得できます。

外国人配偶者と同じ姓が名のみ

外国人と結婚した人は、結婚の日から6か月以内に届出をすれば、外国人配偶者と同じ姓を名のれるようになりました。

▼問い合わせ先 法務局八日市場支局 (☎047997②0334) または役場住民課(内線43)



お知らせコーナー

ご協力ください

歳末たすけ

あい運動

12月1日～30日

12月は、「歳末たすけあい運動」の期間——「みんなそろって明るいお正月を」迎えるために、募金運動が行われます。

昨年の運動では、約73億円のお金が寄せられ、子供からお年寄りまで、恵まれない方々のために使われました。
今年も、皆さんの暖かいご協力をお願いします。

ドロボウにご用心!

早い通報を

最近、空き巣に入られたり、車の中を荒らされたりする事件が続発しています。
ドロボウは、人に気づかれると突然変身して危害を加えたり、家に放火して逃げたりするなど、非常に危険で恐ろしい犯人です。戸締りには十分気をつけるとともに、もし被害にあったらすぐに届けるようにしてください。
犯人逮捕は、何といっても早い通報が決め手です。

人権週間

12月4日～10日

人権をたいせつに

人権週間 12/4→10

- 人権の尊重
- 差別を断ち切る
- 婦人の権利を高める
- 障害者の完全参加
- 平等を実現する

12月4日から10日までの1週間は「人権週間」です。町ではこの期間中に、次のとおり特設相談所を開設します。人権問題で悩んでいる方は、遠慮なくご相談ください。

特設人権相談

日時 12月7日(金) 午前10時～午後4時

場所 中央公民館

※詳しいことは、住民課へお問い合わせください。

千葉県地方務局・千葉県人権擁護委員連合会・千葉県